

政令第五十号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第四百十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

理由

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。